

深川市都市計画審議会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 深川市都市計画審議会（以下「審議会」という。）において、専門的に調査審議が必要と認められる事項について審議するため、審議会に専門部会を置く。

(審議事項)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項及び審議会から付託された事項を審議するものとする。

(1) 都市計画に関する各種計画等の策定、変更、見直し及び実施に係る効果検証に関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、審議会において必要と認められる都市計画に関する事項

2 専門部会は、前項に掲げる審議事項の名称を付すものとし、審議事項は当該事項に限定したものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、審議事項ごとに市長が指名した委員で組織し、必要があるときは、深川市都市計画審議会条例（平成11年深川市条例第54号）第3条第2項の規定に基づく臨時委員を置くことができる。

2 前項の組織は、調査の進捗状況に応じて見直すことができる。

(部会長等)

第4条 専門部会に、部会長を置く。

2 部会長は、専門部会に属する委員の中から委員の互選により選出する。

3 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。ただし、部会長が選任される前においては、市長が招集する。

2 専門部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議会への報告)

第6条 部会長は、専門部会の調査結果を審議会に報告する。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、建設水道部都市建設課において処理する。

(廃止)

第8条 専門部会は、次のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

(1) 審議会で専門部会の廃止の決議がなされたとき

(2) 第2条に掲げる事項の審議が、審議会において終了したとき

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年12月19日から施行する。